

愛知県生涯学習推進計画の策定経過

開催日	主 な 内 容
<p>【23年度】</p> <p>H24. 2. 9</p> <p>H24. 3. 19</p>	<p>生涯学習推進本部幹事会 愛知県生涯学習推進計画の策定について</p> <p>生涯学習推進本部会議 愛知県生涯学習推進計画の策定について</p>
<p>【24年度】</p> <p>H24. 7. 3</p> <p>H24. 8. 21</p> <p>H24. 10. 11</p> <p>H24. 11. 8</p> <p>H24. 11. 15</p> <p>H24. 12. 26 ～H25. 1. 24</p> <p>H25. 1. 15</p> <p>H25. 2. 7</p> <p>H25. 2. 14</p> <p>H25. 3. 18</p>	<p>第1回生涯学習推進本部幹事会 新しい生涯学習推進計画策定に向けて</p> <p>第1回生涯学習審議会 愛知県生涯学習推進計画の策定について</p> <p>第1回生涯学習推進計画策定検討専門部会 県政世論調査結果概要、各主体の現状・課題、期待される役割について</p> <p>第2回生涯学習推進計画策定検討専門部会 計画の構成及び基本的な考え方、県の生涯学習施策の展開について</p> <p>第2回生涯学習推進本部幹事会 愛知県生涯学習推進計画（中間とりまとめ案）について</p> <p>パブリック・コメント</p> <p>第3回生涯学習推進計画策定検討専門部会 愛知県生涯学習推進計画（案）について</p> <p>第3回生涯学習推進本部幹事会 愛知県生涯学習推進計画（最終案）について</p> <p>第2回生涯学習審議会 愛知県生涯学習推進計画（最終案）について</p> <p>生涯学習推進本部会議 愛知県生涯学習推進計画策定</p>

## 愛知県生涯学習推進本部設置要綱

(目的)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、愛知県生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) その他本部の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる関係部局の長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる関係課室の長をもって充てる。
- 3 幹事会は、教育委員会事務局生涯学習監が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 本部に関する庶務は、教育委員会事務局学習教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(別 表)

本部員	幹 事
知事政策局長	秘書課長
総務部長	総務課長
	法務文書課県史編さん室長
地域振興部長	地域政策課長
	国際課長
県民生活部長	情報企画課長
	県民総務課長
	社会活動推進課長
	地域安全課長
	文化芸術課長
防災局長	学事振興課長
	防災危機管理課長
環境部長	環境政策課長
	環境活動推進課長
	自然環境課長
健康福祉部長	医療福祉計画課長
	児童家庭課長
	子育て支援課長
	高齢福祉課長
	障害福祉課長
	健康対策課長

本部員	幹 事
産業労働部長	産業労働政策課長
	労働福祉課長
	就業促進課産業人材育成室長
農林水産部長	農林政策課長
	食育推進課長
	農業経営課長
	森林保全課長
建設部長	建設企画課長
企業庁長	総務課長
病院事業庁長	管理課長
警察本部長	警務課総合企画室長
	総務課長
	生涯学習課長
	高等学校教育課長
	義務教育課長
教育委員会事務局	特別支援教育課長
	体育スポーツ課長

## 愛知県生涯学習審議会条例

(設置)

**第一条** 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、愛知県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

**第二条** 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第三条** 審議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第四条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社会教育分科会)

**第五条** 審議会に、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議させるため、社会教育分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、愛知県社会教育委員である委員をもって構成する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の経過及び結果を会長に報告する。

5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が会長の同意を得て定める。

(専門委員)

**第六条** 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(専門部会)

**第七条** 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(雑則)

**第八条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十四年六月二十日から施行する。

## 愛知県生涯学習審議会委員名簿

任期：平成24年6月20日から

平成26年6月19日まで

氏名	現職等
浅井 喜代治	愛知県議会文教委員会委員長
足立 誠	愛知県私学協会副会長
◎大島 伸一	独立行政法人国立長寿医療研究センター総長
※小川 明子	愛知淑徳大学メディアプロデュース学部准教授
恩田 やす恵	愛知県公立高等学校長会（県立豊川養護学校長）
※加来 正晴	愛知県都市教育長協議会（半田市教育委員会教育長）
木本 文平	碧南市藤井達吉現代美術館長
清水 貞雄	日本労働組合総連合会愛知県連合会福祉政策局長 （平成24年12月31日辞任）
志村 貴子	子育てネットワーカー
鈴木 照美	愛知県家庭教育企画委員
津浦 純子	日本労働組合総連合会愛知県連合会福祉政策局長兼男女平等局長
服部 重昭	放送大学愛知学習センター所長
林 寛子	中日新聞東海本社編集局長
牧野 秀泰	愛知県経営者協会総務グループ部長
○松田 武雄	名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授
山田 淳夫	愛知県小中学校長会（常滑市立鬼崎中学校長）
山田 久子	愛知県地域婦人団体連絡協議会会長
※吉川 佳代	特定非営利活動法人市民大学ちた塾副理事長
和田 典之	愛知県社会教育委員連絡協議会会長

18名（敬称略・五十音順）

（◎は会長、○は副会長及び専門部会長、※は専門部会委員

県政世論調査（生涯学習に関する取組や考え方について（概要））

○ 調査対象

愛知県内居住の20歳以上の男女3,000人（層化二段無作為抽出）

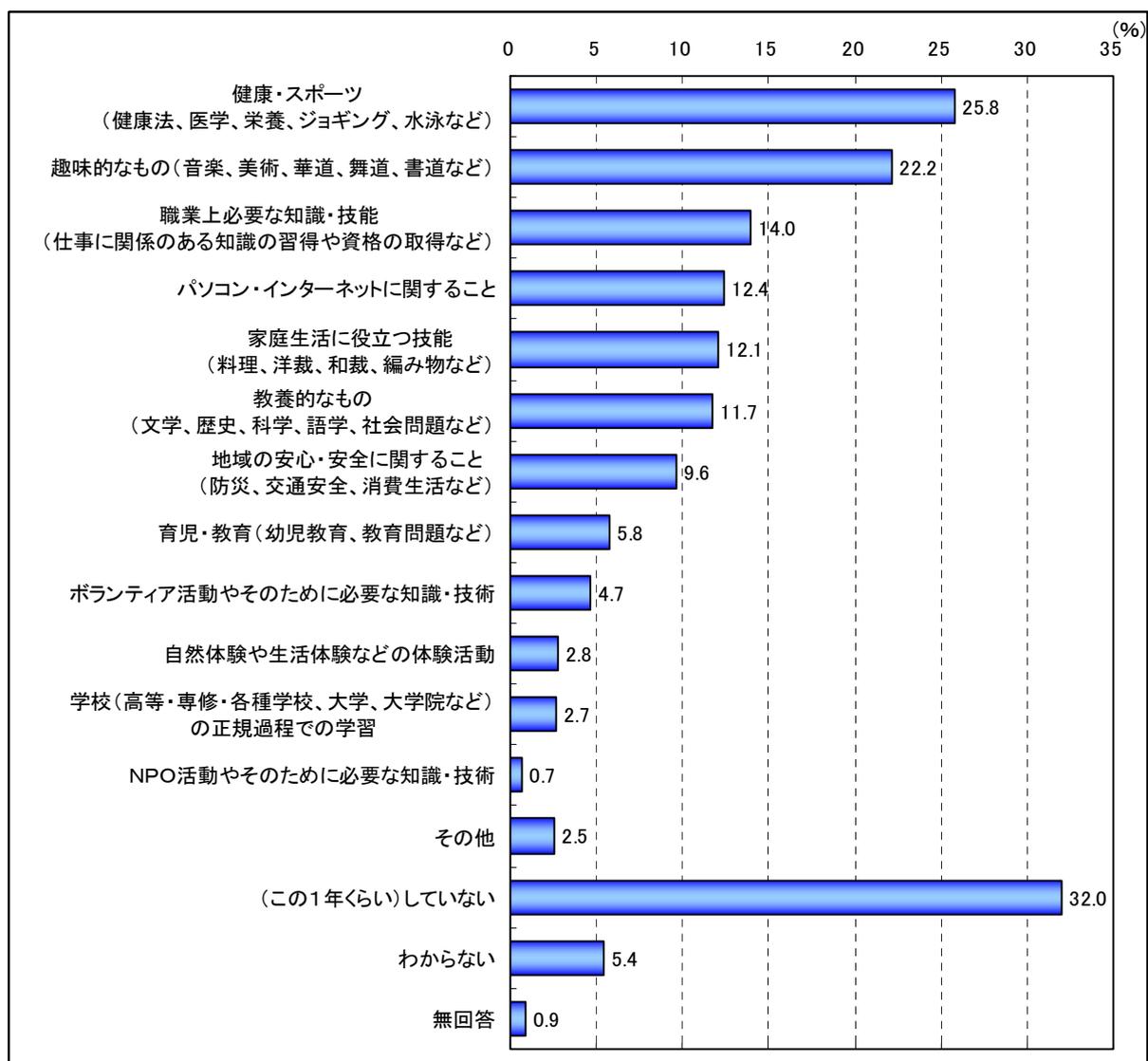
回収数：1,526人（50.9%）

○ 調査期間

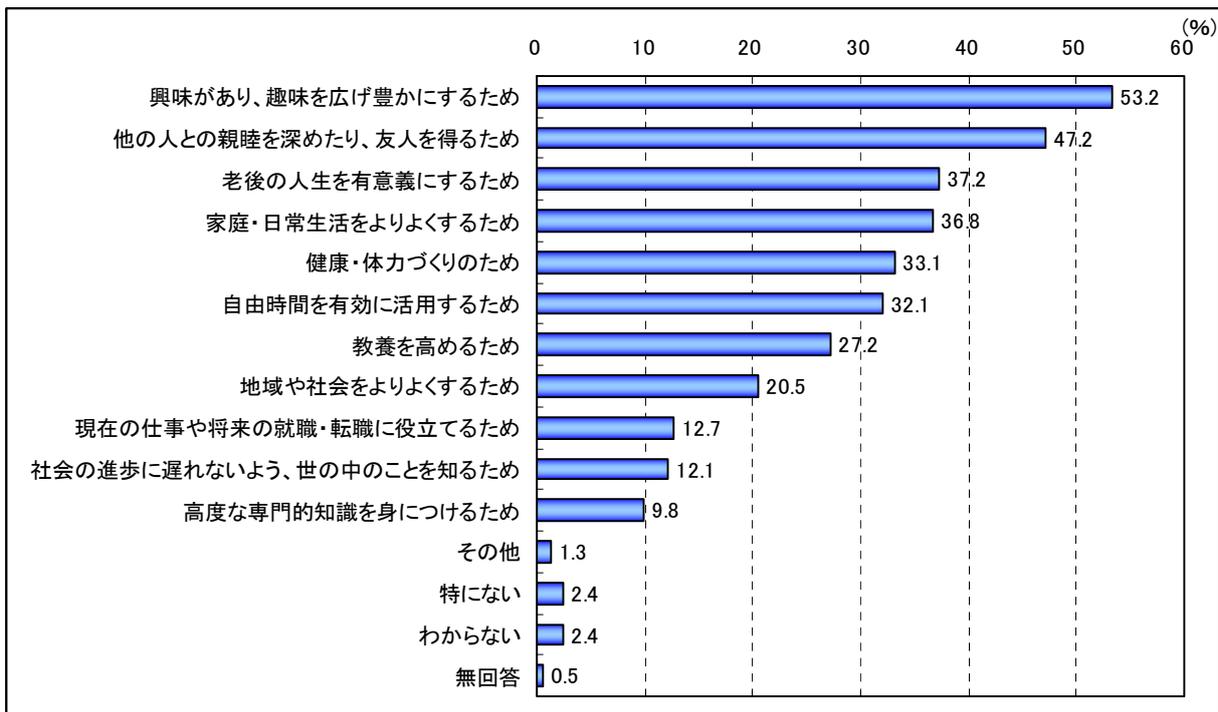
平成24年7月1日～7月20日

1 あなたは、この1年くらいの間どの「生涯学習」をしましたか。

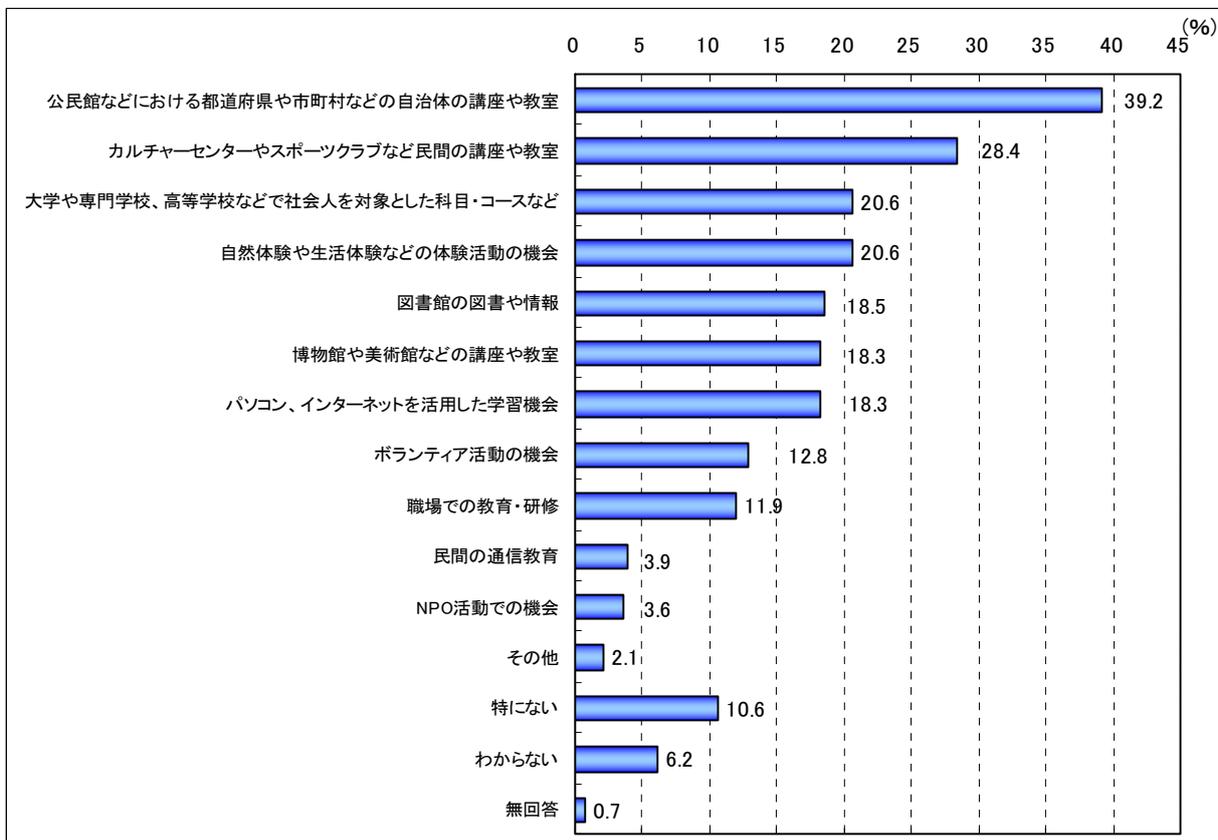
「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が25.8%



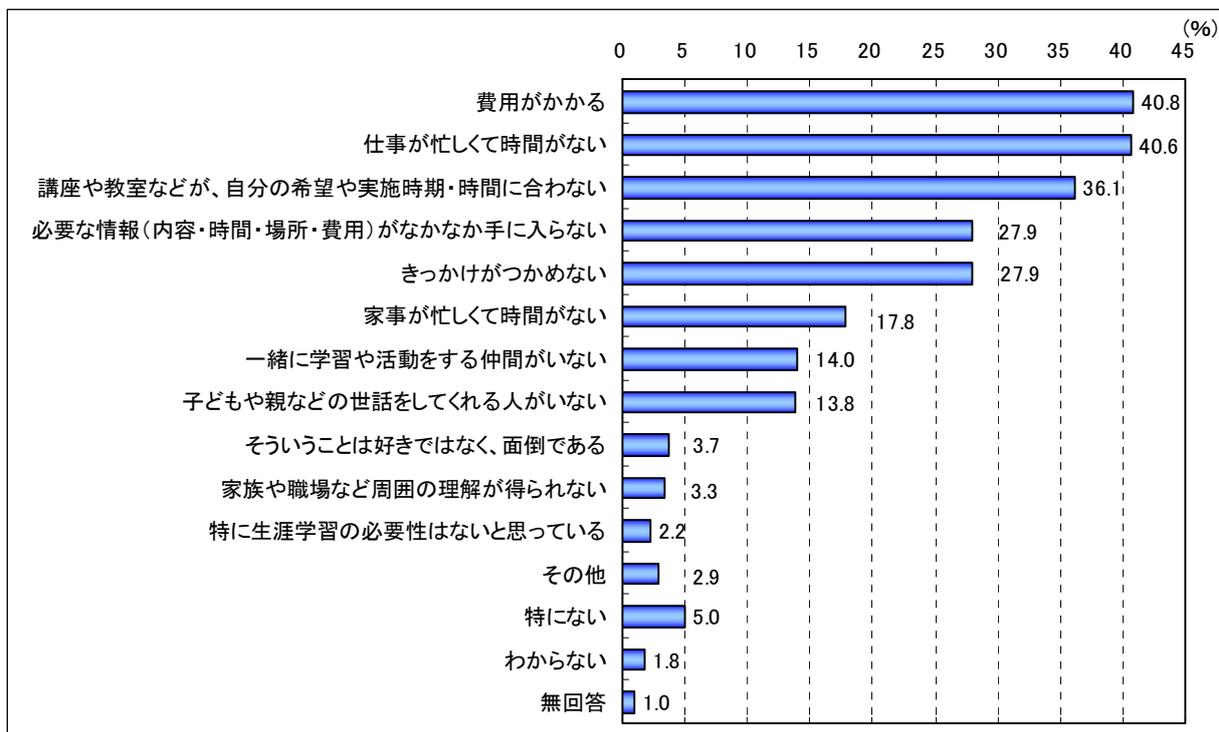
- 2 あなたは、現代社会において人々が生涯学習を行う目的・必要性は何だと思えますか。  
「興味があり、趣味を広げ豊かにするため」が53.2%



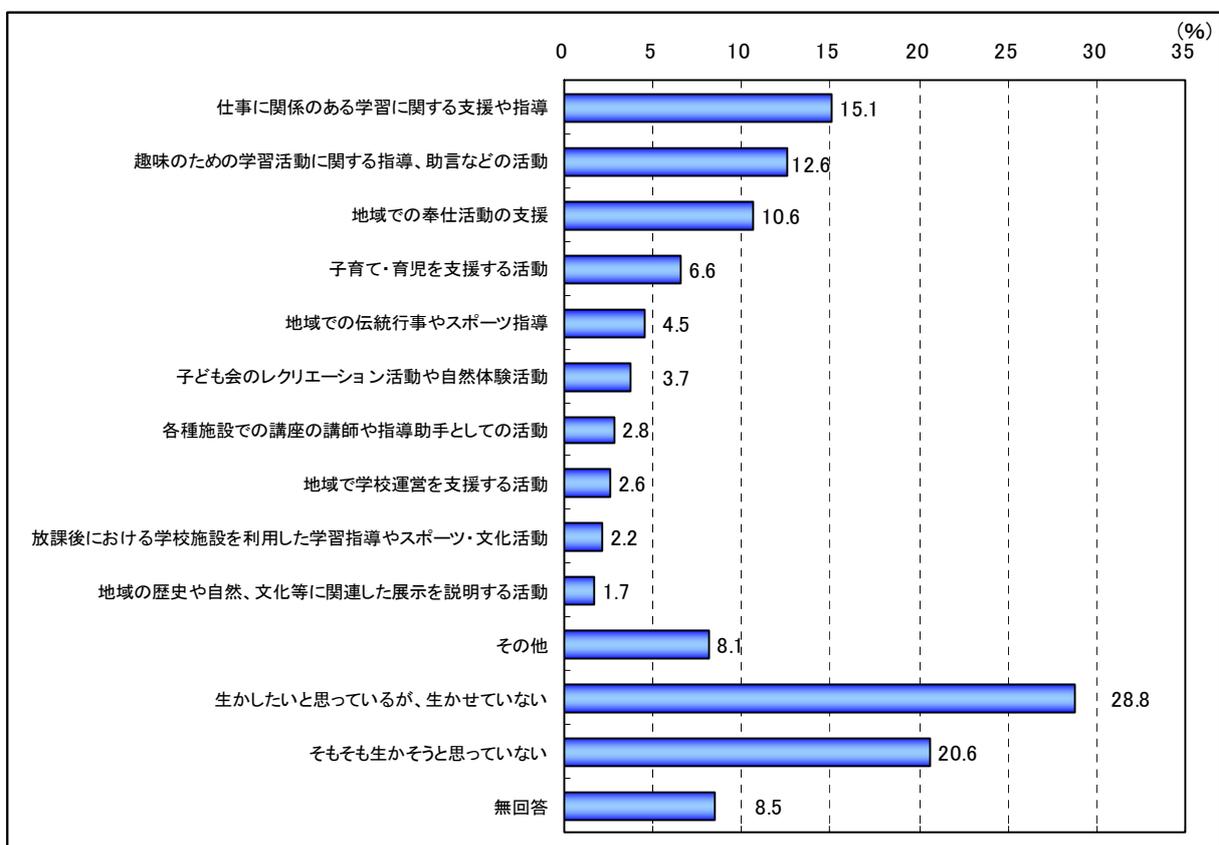
- 3 あなたは、どのような「生涯学習」の機会が増えればよいと思えますか。  
「公民館などにおける都道府県や市町村などの自治体の講座や教室」が39.2%



- 4 あなたが、「生涯学習」を行おうとした時、どのような課題があると思いますか。  
「費用がかかる」が40.8%



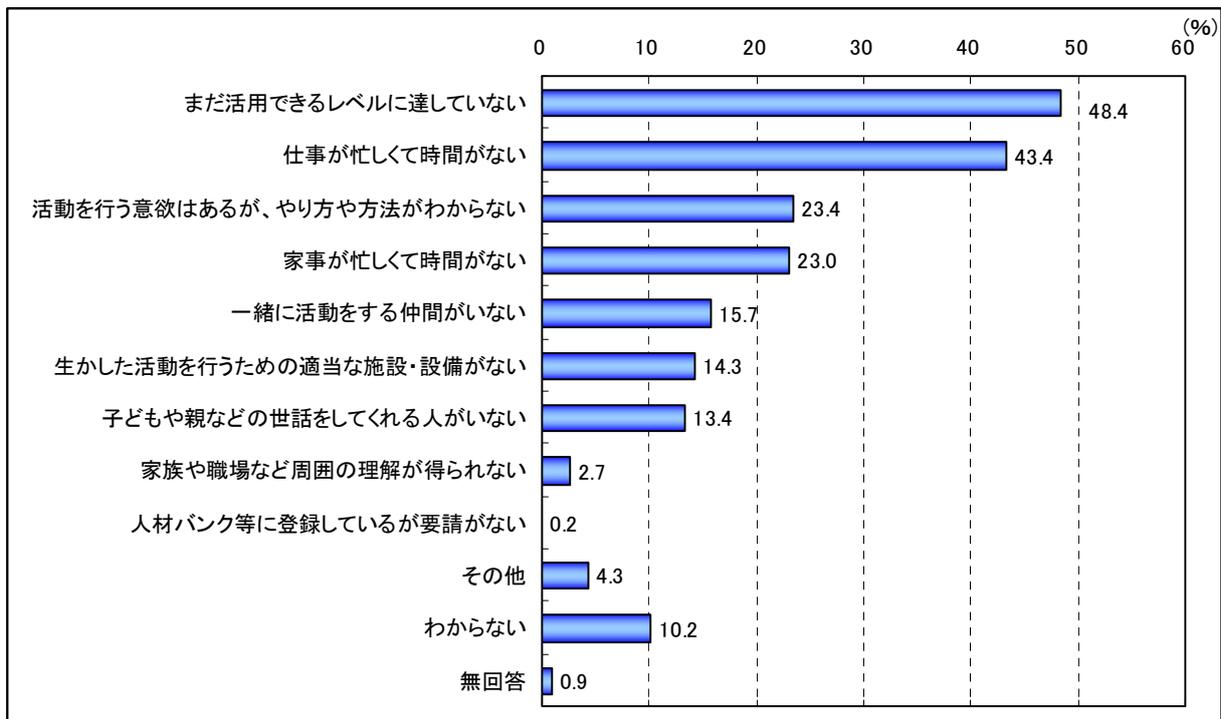
- 5 あなたは、「生涯学習」によって学んだ知識をどのような活動に生かしていますか。  
「生かしたいと思っているが、生かせていない」が28.8%



6 学習の成果を生かした活動をしていない理由は何ですか。

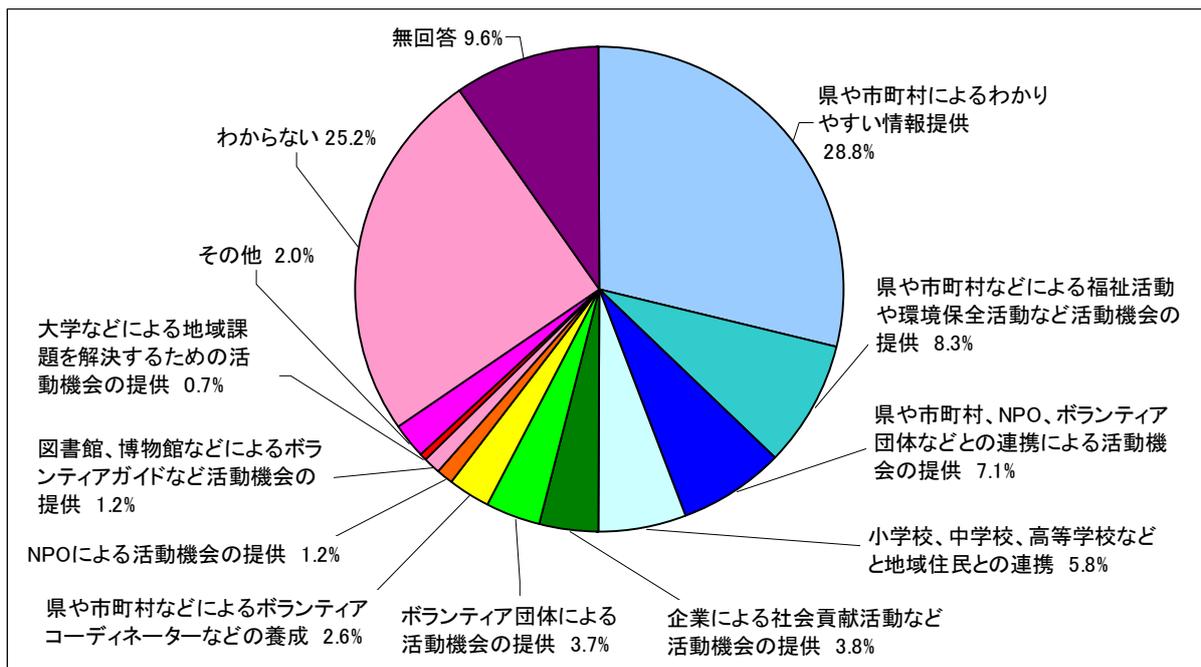
(前問で「生かしたいと思っているが、生かせていない」を選ばれた方に調査)

「まだ活用できるレベルに達していない」が48.4%



7 あなたは、「生涯学習」によって学んだ知識を社会に生かす機会を増やすには、どのような対策が必要と思いますか。

「県や市町村による分かりやすい情報提供」が28.8%



8 あなたは、生涯学習について、どのようなイメージをお持ちですか。自由な意見を記入してください。

524 件の意見が寄せられ、大別すると次のとおり

項 目	件数
人とのふれあい、交流をもたらすもの	26
趣味、教養を広げ、深めるもの	38
豊かな人生を送るためのもの	104
健康に役立つもの	17
自身の学習を深めるもの	109
社会貢献に役立つもの	24
時間や費用のかかるもの	72
その他	115
特になし	19
合 計	524



愛知県生涯学習推進計画  
～自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会～

平成25年3月  
愛知県

事務局：愛知県教育委員会生涯学習課  
〒460-8534  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電 話：052-954-6781 (ダイヤル)  
F A X：052-954-6962  
メール：syogaigakushu@pref.aichi.lg.jp  
ホームページ：http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/shogai/

